

ノロウイルス食中毒の 予防について

ヘルプマークを
ご存知ですか?



じょうほう
暮らしの情報

84

問 県庁食品・生活衛生課
073-441-2624

問 県庁障害福祉課
073-441-2532

ノロウイルス食中毒は、1年を通じて発生しますが、11月頃から発生件数は増加しはじめ、12月～1月がピークになる傾向があります。

県では、食中毒の発生を未然に防止することを目的に、ノロウイルスによる食中毒の発生が予測される場合にノロウイルス食中毒注意報を発令します。

これから の 時期、次のことに注意して予防してください。

①最も有効な予防方法は「手洗い」です。

トイレのあとや調理前、食事の前にはよく手を洗いましょう。

②食品を十分に加熱しましょう。

中心温度が85度以上で90秒以上の加熱調理をしあします。

③調理器具の洗浄、消毒を徹底しましょう。

洗剤を用いて、調理器具等をよく洗った後、塩素系漂白剤で浸すまたは拭くなどして消毒を徹底しましょう。

④ふん便やおう吐物を適切に処理しましょう。

ふん便やおう吐物を処理する際には、換気をしながら、使い捨ての手袋・マスク・ガウン等を着用して処理し、感染に注意しましょう。汚染された床やトイレは乾燥しないうちに、塩素系漂白剤で速やかに消毒しましょう。



ドローン(無人航空機) 安全な利用について



問 県庁県民生活課 073-441-2350

ドローンは、上空から写真や動画を撮影できるなど便利な反面、操作を誤れば人や建物に損害や危険を及ぼす恐れがあります。ドローンを楽しく安全に利用するため、法律や県の条例(※)でルールなどが定められています。規制やルールを守り、楽しく安全に利用しましょう。

(※)航空法、民法、道路交通法、電波法、和歌山県都市公園条例など



次のルールに従ってドローンを飛行させましょう。

● 日中に飛行させる

- 日で見える範囲内で周りに注意して飛行させる
- 人や物件などの距離確保
- 催し場所での飛行禁止
- 危険物の輸送禁止

● ドローンからの物の投下禁止

- ただし、地方航空局の許可・承認があれば規制空域や規制されている方法での飛行が可能になります。
- 県や市町村が管理する公園などの上空の飛行を禁止する看板などを設置している場合
- 敷地や建物の所有者がその上空での飛行を認めない場合など

次の場合も飛行させてはいけません。



子育て中のみなさまへ
緊急時等に役に立つ
こんな制度があるって
知つてました?

問 県庁子ども未来課 073-441-2492

県では、子育て世帯の多様なニーズに対応するため、一時預かり事業等を行う市町村を支援しています。

- 急な仕事で帰れなくなつた
- 急病や緊急な用事ができた
- 育児のリフレッシュがしたい
- けど、子供を預かってくれる
- 身寄りがない!
- そんな時は…



- ①一時預かり 平日の日中に保育所等で乳幼児を一時的に預かるサービス
- ②トワイライトステイ 平日の夜間または休日に児童養護施設等で一時的に預かるサービス
- ③ショートステイ 最長7日間、児童養護施設等で預かるサービス
- ④ファミリー・サポート・センター 地域での有償ボランティアサービス

- 県や市町村が管理する公園などの上空の飛行を禁止する看板など
- 神社仏閣などの管理者が敷地上空の飛行を禁止する看板などを設置している場合
- 敷地や建物の所有者がその上空での飛行を認めない場合など

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら
あなたが近くに障害のある方や、援助や配慮を必要としている方はいませんか。内部障害や難病の方、義足や人工関節を使用している方など、外見では障害等があることが分からぬために、周囲に理解されず困っている方もいます。「ヘルプマーク」は、そのような方々が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマークです。

ヘルプマークを身につけた方を見かけたら

● 電車・バスの中では、席をお譲りください。
● 駅や商業施設などでは、声をかけるなどの配慮をお願いします。

● 災害時には、安全に避難するための支援をおねがいします。

県では、ヘルプマークを左記の窓口で交付しています。
● 県庁障害福祉課、各振興局健康福祉部保健福祉課及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所、県子ども・女性・障害者相談センター、県難病・子ども保健相談支援センター
※一部市町村でも交付しています。詳しいはお問い合わせください。